

新型コロナウイルス感染症にまけない市民活動団体奨励金 Q&A

Q： 設立間もない団体でも申請は可能ですか？

A： 令和2年6月16日以前から活動実績がある団体であれば申請可能です。

Q： 対象となる経費は何ですか？

A： 「新型コロナウイルス対策の強化」「新しい生活様式の普及」に取り組むための経費が対象となります。具体的には次のような例があげられますが、判断に迷う場合は御相談ください。

- ・ オンライン会議のために必要となるパソコン、カメラ、システム改修費
- ・ 感染リスクを下げるため、アクリルパネルや換気扇の設置、扇風機の設置
- ・ ソーシャルディスタンスの確保を呼びかけるための看板、チラシ、シール
- ・ マスク、抗菌エプロン、使い捨て手袋、使い捨て食器、除菌スプレー
- ・ 対面を避けるための郵送・配送料

Q： いつから物品を購入できますか？

A： 交付決定日から購入できます。

なお、交付申請を受理してから10日～2週間後を目途に交付決定をお送りしています。（申請状況によって前後します）

Q： 交付申請の前に購入したのも対象になりますか？

A： 対象となりません。

補助対象となるものは、交付決定日以降に購入するものに限りです。

Q： 他の補助金や給付金を受けている場合は交付の対象となりますか？

A： 他の補助金の内容により対象とならない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

Q： 奨励金振込先の口座名義人が代表者個人名義の場合、委任状は必要ですか？

A： 口座名義が団体名以外の場合はすべて委任状が必要です。

なお、請求書の様式に委任状欄を設けていますので、記入例を参考にして御記入ください。